

「まちなかのみどり支援事業」がスタートします！

～ 市街地のみどりを広げる市民を応援します ～

平成 22 年 6 月 1 日（火曜日）

箕面市では、これまで、山のみどりについて公益信託「みのお山麓保全ファンド」を創設して山麓保全活動への支援を行い、公園や街路樹のみどりについては「市民自主管理活動支援制度」により緑化・美化活動を支援してきました。

今般 6 月から、これらに加え、「まちなか（市街地）のみどり」を増やすための支援事業を新たに開始します。市民や地域でのみどりを守り、育て、広げる活動に対して助成を行うとともに、生け垣や花壇など施設の設置にも助成していきます。

また、これに先立ち、4 月には本事業の財源として「箕面市みどり支援基金（7 億 9 千万円）」を創設しました。

1. これまでの取り組み

箕面市の魅力は、大阪の中心部からごく近い住宅都市でありながら、豊かな“みどり”にあふれていることです。

これまで箕面市は、この“みどり”を守るため、公益信託「みのお山麓保全ファンド」の創設（平成 16 年）による山麓保全活動への支援や、「市民自主管理活動支援制度」による公園や街路樹の緑化・美化活動への支援をしてきました。

2. まちなかのみどり支援事業がスタートします！

6 月から、箕面市では、市街地の緑化を強化するため、市民や地域住民による民有空間のみどりを守り、育て、広げる取り組みに対して、その経費の一部を助成する事業をスタートします。

●ソフト支援

- みどりで人をつなげる取り組み
応援制度

●ハード支援

- 生け垣・花壇・植え込み
(接道緑化施設) 助成
- 壁面緑化施設助成
- 地域でのグループ植栽助成



3. 「みどり支援基金」への寄附のお願い

まちなかのみどり支援事業のために、この 4 月に「箕面市みどり支援基金（基金積立額 7 億 9 千万円）」を創設しました。この財源により末永く充実した支援が継続できるよう、多くのお力でお支えいただきたく、ご寄附・ご賛助・ご協賛をお願いします。

※ 寄附金は「みんなの箕面の緑の寄附金制度」でお受けしています。一定の条件を満たせば税控除が受けられます。

問い合わせ先

みどりまちづくり部農とみどり政策課

TEL 072-724-6728（直通）

(別紙)

●まちなかのみどり活動助成（主にソフト支援）

○「みどりで人をつなげる取り組み応援制度」

まちなかのみどりの充実を促すためのモデルとなる「市民が主役の創意工夫ある取り組み」を、市民からの提案として受け付け、みどりの取り組みをコミュニティで広げたり、地域のみどり資源を市民に伝え知らせる情報発信活動、今ある営みを掘り起こしたり新たに起こす活動、その他将来的な広がりを持つモデルとなる活動などを、審査のうえで効果があると認められるものに助成します。（上限5万円）



ゴーヤによる“みどりのカーテン”を広げる活動をするグループの様子

【申請期間・申請方法】

6月1日(火)から25日(火)

農とみどり政策課窓口に必要な書類を直接持参してください。

●まちなかのみどり施設助成（主にハード支援）

○生け垣・花壇・植え込み（接道緑化施設）助成



住宅など民有地の道路に接する部分の総延長の3分の2以上で生け垣、植え込み、花壇など（「接道緑化施設」といいます）を新設する場合に助成します。

（費用の2分の1又は1mあたり4千円の小さい方の額。上限4万円）

既存ブロック塀を撤去して接道緑化施設を新設する場合は、撤去費用を助成します。（費用の2分の1又は1

mあたり2千円の小さい方の額。上限2万円）

※ 隣接した2軒以上で道路に接する部分の3分の2以上となるように新設する場合は助成を5割増しします。

○壁面緑化施設助成

建物の道路から見える部分に壁面緑化施設を 8 m²以上新設する場合に助成します。（費用の 2 分の 1 又は 1 m²あたり 4 千円の小さい方の額。上限 4 万円）

※ 隣接した 2 軒以上で 8 m²以上となるように新設する場合は助成を 5 割増しします。

○地域でのグループ植栽助成

自治会内や通り沿いでの道行く人にみどりを上手に見せる取り組みやみどりを介して地域市民の継続的につながりをもたらす取り組みを行うグループ（10 軒以上）には、審査の上で効果があると認められる場合に簡易な緑化資材の購入費用を助成します。

（費用の 2 分の 1 又は 1 軒あたり 2 千円の小さい方の額。上限 2 万円）